

積立定期預金「信長」規定

Beyond the Bank
あなたの明日へ



積立定期預金「信長」規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の3ヶ月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは、1口10,000円以上の10,000円単位とします。
- (3) この預金は、口座振替によるほか、現金により当行本支店のどこの店舗および当行のATMでも預入れることができます。この場合は必ずこの通帳を持参して下さい。
なお、ATMでの預入れは現金のみの取扱いとし、営業日及び休日とも預入れ可能とします。

2. (口座振替による預入れ)

- (1) 口座振替の方法により預入れる場合は、引落指定口座、振替日、振替金額等は、別に提出された当行所定の書面に記載のとおりとします。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定または、当座勘定規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の提出を省略するものとします。
- (2) 振替日が銀行休業日の場合は翌営業日を振替日とします。ただし、満期日の3ヶ月前の応当日が振替日で、かつその日が銀行休業日にあたる場合には、その前営業日を振替日とします。
- (3) 振替日において、次のいずれかに該当するときは、通知することなくその月の口座振替を行いません。
 - ① 引落指定口座の残高が振替指定金額に満たないとき
 - ② この預金口座について少額貯蓄非課税制度の適用をうけており、振替入金によりこの預金口座に設定された非課税貯蓄の最高限度額を超過するとき。
- (4) 引落指定口座、振替日等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止するときは、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

3. (預金の種類、期間等)

この預金の契約期間は、1年とし、契約日から1年後の応当日を満期日とします。

また、個々の預入金は、自由金利型定期預金として受入れします。

4. (預金の支払時期等)

この預金は、あらかじめ定めた満期日以後に利息とともに支払います。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在における店頭に表示する利率によって計算します。
- (2) 第1項の利率は、当行所定の日それぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日から適用します。
- (3) この預金の満期日以後の利息は満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率で計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期限前解約時に適用する利率については、次のとおりとしますが、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

- ・預入期間が6ヶ月未満…解約日における普通預金の利率
- ・預入期間が6ヶ月以上1年未満…預入日時点の店頭表示金利×50%

注. ただし、上記で算出した期限前解約時に適用する利率が、解約日時点の普通預金利率を下回る場合、普通預金利率を適用します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店へ提出してください。

7. (その他定期預金規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

8. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします

以上
(2023年6月3日現在)